

市場検証委員会（第3回）

# 事業者ヒアリング ご説明資料

2025年9月3日

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

# はじめに

NTT法見直し議論においてNTTによる国の出資義務撤廃やユニバーサルサービス義務の撤廃による完全民営化、法規制の撤廃によるNTT東西とドコモの連携強化、累次の競争条件の緩和・廃止等の一連の主張に対し、通信政策特別委員会、ワーキンググループでの各議論を踏まえ電気通信事業法およびNTT法の見直しが行われ、国内市場での公正競争の維持・統制につながっている事は極めて重要であると考えます。

今般NTTデータの完全子会社化により今後NTTがONE NTTでの利益拡大を目指す中で、本市場検証会議においても適切な市場検証、統制機能が発揮される事を大いに期待します。

# 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)

## 主にインターネットプロバイダーからなる日本で唯一の業界団体

### <沿革>

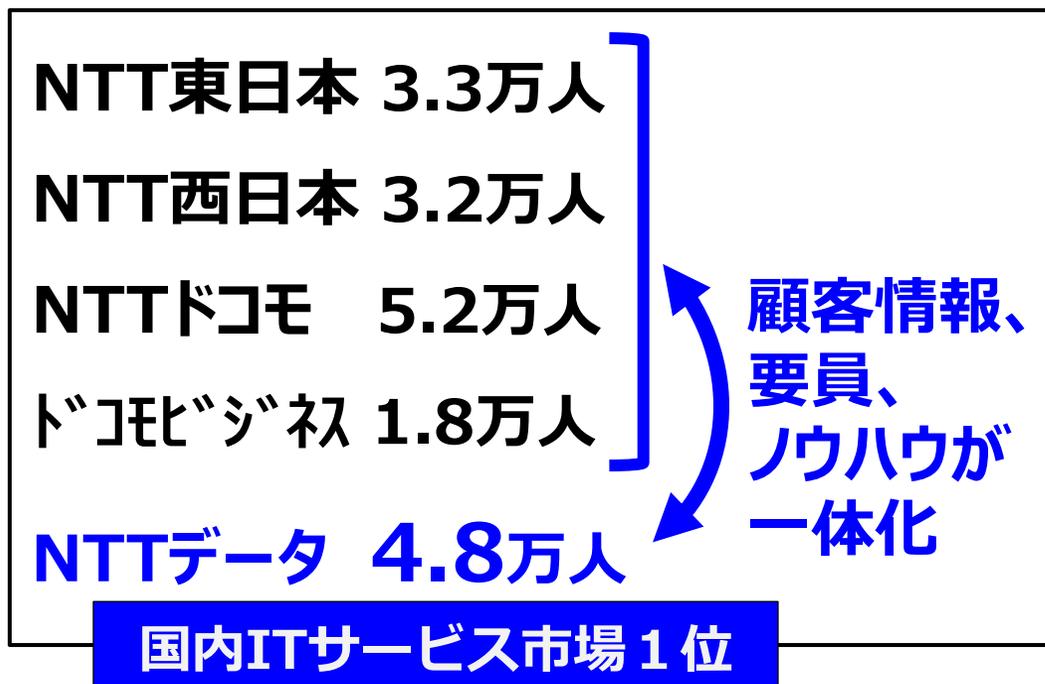
- 1997年10月 日本地域プロバイダー協会 (JLAPA) 設立
- 1999年12月 日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA) 設立
- 2000年12月 郵政省より社団法人設立許可、現在総務省総合通信基盤局管轄

**会員数：158社** (正会員：155社、賛助会員：3社)

対2022年度  
+17社

- ・ インターネット接続サービス事業者 (全国ISP、地域ISP)
  - ・ クラウド、ホスティング事業者
  - ・ セキュリティやインフラ構築等の各種サービスを提供する事業者
- など、インターネット関連事業者で構成

# NTTデータの完全子会社化による公正競争への懸念



## 懸念①

NTTデータの法人顧客基盤をグループ内各社が活用し、通信市場において各社が不公正な条件で競争事業者を排除

## 懸念②

NTT東西をはじめ各社の法人顧客基盤をNTTデータが活用し、全国で不当な条件でのワンストップサービスで競争事業者を排除

## 懸念③

グループ内での更なる統合、リソース移管、規制の潜脱等による法人通信市場における寡占および競争事業者の排除

# 公正競争維持のための規律について（1）

国内ITサービス市場シェア 1位の**NTTデータ**を**NTT東西**の**特定関係事業者**として、以下を含む**累次の公正競争条件**、および**グループ内の大規模事業者との合併等審査等の対象に加えるべき**。

## 特定の事業者との間の在籍出向の禁止

役員兼任の禁止に加え、  
固定通信の市場支配的事業者※<sup>1</sup>と  
特定の事業者※<sup>2</sup>との間の**在籍出向を禁止**

## 特定の事業者との有利な条件での取引の禁止

固定通信の市場支配的事業者※<sup>1</sup>と特定の事業者  
との間の電気通信業務に関する取引について、  
**通常の状態に比して有利な条件で行うことを禁止**

## 卸関連情報の目的外利用・提供の禁止

接続関連情報に加え、  
市場支配的事業者※<sup>1</sup>による  
**卸関連情報の目的外利用・提供を禁止**

## グループ内の大規模事業者との合併等審査

市場支配的事業者※<sup>1</sup>がグループ内の大規模事業者  
と合併等をした場合は、**登録の更新**を要することとし、  
**公正競争の確保の観点から審査**

※1 固定通信：NTT東西、移動通信：NTTドコモ

※2 市場支配的事業者と密接な関連にある事業者として指定された者：NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

➔ **NTTデータを追加**

再掲：第16回通信政策特別委員会 当協会資料（抜粋）

## NTT殿の累次の競争条件について

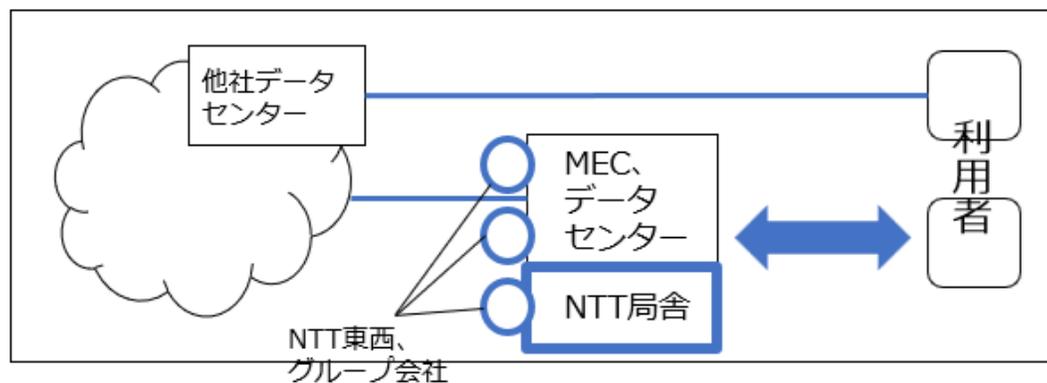


公正競争を構造的に維持していくべく、**法的な位置付けを与え、検証の場等で各条件について公平性が保たれているか確認して行くことが必要**と考えます。

今後データトラフィックの変化や5Gの進展といった環境変化により、例えば活用業務においてNTT東西殿の局舎のMECとしての事業機会や線路敷設基盤等を活用した新たな事業機会においては、**グループ外事業者にも同等な事業機会および条件**が与えられるべきと考えます。

仮に活用業務の実施が事前届出から事後的なチェックに緩和された場合、公正な競争が損なわれることが無いよう、累次の競争条件を法的に担保する必要性が高まると考えます。

例) NTT局舎内にMEC・データセンターが構築された場合、



- 構造的に競争劣後する他事業者がNTT局舎の利用、および同等条件での構築を妨げる懸念
- グループ企業間でのノウハウや局舎に関する情報等の共有により公正競争条件が担保されない懸念

⇒ 「各種取引条件等の公平性の確保」  
「在籍出向の禁止」が必要

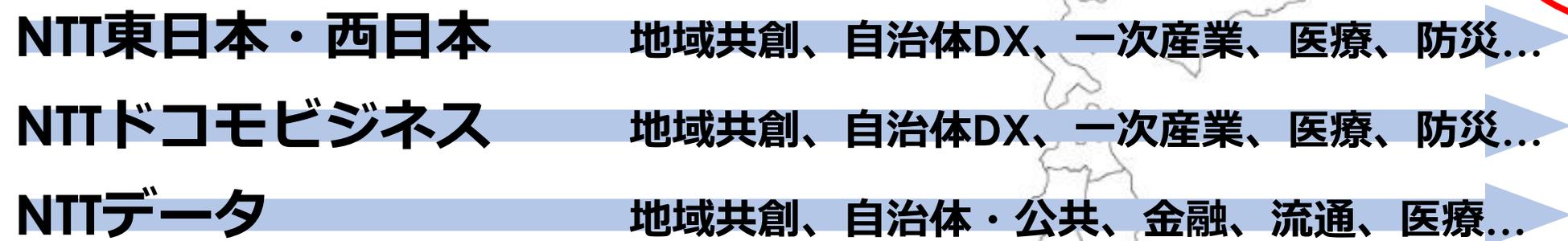
## 公正競争維持のための規律について（２）

NTTデータ、NTTドコモ、NTTドコモビジネス各社間の取引や、合併等の経営資源の一体化は公正競争を阻害する懸念が高く、またNTTデータの通信事業移管等は規制の潜脱になり得るため規制が必要。

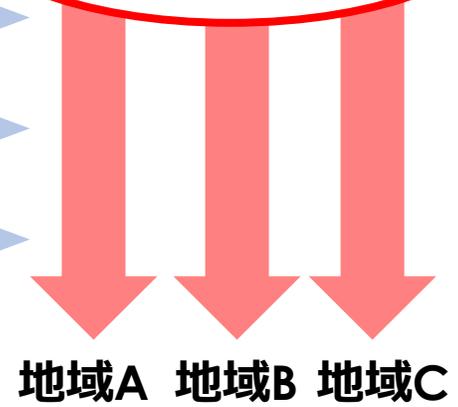
- ✓ NTTデータをNTTドコモの「禁止行為の対象となる特定関係法人」に指定
- ✓ NTTドコモビジネスにもNTTドコモと同様の禁止行為規制を適用
- ✓ NTTドコモによる「株式取得」を「登録の更新」の対象に
- ✓ NTTドコモビジネスとNTTデータの合併を審査対象に

# 地域におけるNTTグループ全体最適に向けた取り組み

各社の地域における事業対象



体制変更による  
営業一体化は無いか



各地域においては、それぞれが強大である企業 **4社の事業領域が重なっており**、前述の資本政策等がなされずとも **全国各地域にて共同提案や連携サービスを含むグループ各社の営業一体化がなされる懸念**があります。

# 「無形の力」による地域での公正競争への懸念

例えば各地域でのNTTグループの法人相談窓口が共通化されワンストップサービスが提供される場合、NTTグループが持つ巨大な経営資源（資金力、ブランド力、既存の顧客基盤、総合的な技術力）自体が法的規制の対象とならない「無形の力」として、地域事業者が対抗が困難な脅威となります。

## ◆ 不均衡な競争環境

- ・ 違法行為がなくとも競争の前提条件そのものが不平等

## ◆ ワンストップサービスへの高い参入障壁

- ・ 膨大な投資や多様な技術力が必要となり地域事業者が対抗不可

## ◆ 最終的な顧客の選択肢の減少

- ・ 競合の撤退により多様性が失われ顧客が最適サービスの選択不可に

# 法規制の枠組みを補完する「無形のカ」のウォッチが必要

事後の検証前に地域事業者が公正競争の阻害により深刻な影響を被ることのないよう、「無形のカ」を可視化し定期的に調査・公表する仕組みが必要と考えます。

- 地域事業者がNTTグループのワンストップサービスの内訳を把握した上で、**独占禁止法上の抱き合わせ販売、不当廉売、優先的な地位の濫用等の実態を立証するのは困難**です。
- **今後、総務省殿にて「各社の営業連携の実態」「顧客ヒアリング」「固定回線、モバイル、システム等のサービス価格構成比率」等を定期的に調査の上、公表いただくことが適当**と考えます。
- 調査・公表を補うよう、必要に応じ、当協会では実名での通報をためらう**会員企業向けに申告窓口を設置し、当協会から総務省殿に適宜情報提供を行う体制を構築**する事も検討可能です。

類似例 総務省「端末販売の適正化等の取組に係る情報提供窓口」[https://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/eidsystem/competition13\\_02.html](https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/competition13_02.html)

**J**AIIPA  
JAPAN INTERNET PROVIDERS  
ASSOCIATION

